自治会からのお知らせ



◎役員選出方法を明文化し、会員の高齢化等を踏ま

えた役員選出対象の特例を制定しました!

当自治会は発足後 18 年を迎えて会員の高齢化が進み、加えて身体的・精神的な障害、環境の変化等から役員に就任しても活動が困難であることを理由に、止むを得ず退会に至るケースが生じています。

これまで役員の選出は、先人が積み上げてきた慣例によって行われてきましたので、これを明文化すると同時に、一定の条件に該当する会員については、役員選出対象としないことを特例とする『役員選出方法の細則』を制定しました。

主な概要について、お知らせします。

1. 役員選出方法(現行と同じ)

改選時期の前年10月に、役員公募通知を発信します。応募者は、ご希望の役職に就いて頂き定数に満たない役員数は、役員未経験者を対象にクジ引きによる抽選選出となります。

2. 役員選出対象としない特例適用対象者

次のような状況にあり役員活動が困難な場合は、役員選出対象としません。

- ・75歳以上で身体的・精神的な支障がある。
- ・74歳以下であっても身体的、精神的な病態・後遺症がある。
- ・同居する両親・子供等の介護等を要する。

3. 特例適用を希望する場合

- ①自治会からの抽選会実施通知を受けて、特例適用を希望する会員は自治会宛 て事情を記した書面にて申し出をして頂きます。
- ②自治会は、①の申し出があった場合、「審議委員会」を設置して公平に審議を行い、審議結果を申し出会員宛て通知します。その後、特例適用と判定された方を除いて選出抽選を行います。

以上のような概要ですが、この取扱いは、本年4月に就任の役員は既に選出済みですので、次年度から適用されます。

また、この細則は、4月に開催する自治会総会時に審議案件として上程いたしますので、審議頂きますようお願いいたします。

※『2月定例会議事録』を回覧中です。疑問点・確認事項・ご意見は次へお寄せください。 令和2年2月10日

> みやこの杜自治会 会 長 佐藤 昌孝 副会長 桐原 清徳